



平成 30 年 9 月 6 日
内閣府（防災担当）

平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る 災害救助法の適用について【第 1 報】

1. 災害の概要

平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は 179 市町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【北海道】 札幌市 （さっぽろし） 函館市 （はこだてし） 小樽市 （おたるし） 旭川市 （あさひかわし） 室蘭市 （むろらんし） 釧路市 （くしろし） 帯広市 （おびひろし） 北見市 （きたみし） 夕張市 （ゆうばりし） 岩見沢市 （いわみざわし） 網走市 （あばしりし） 留萌市 （るもいし）	9 月 6 日	北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令 第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
苫小牧市 (とまこまいし) 稚内市 (わかかないし) 美唄市 (びばいし) 芦別市 (あしべつし) 江別市 (えべつし) 赤平市 (あかびらし) 紋別市 (もんべつし) 士別市 (しべつし) 名寄市 (なよろし) 三笠市 (みかさし) 根室市 (ねむろし) 千歳市 (ちとせし) 滝川市 (たきかわし) 砂川市 (すながわし) 歌志内市 (うたしないし) 深川市 (ふかがわし) 富良野市 (ふらのし) 登別市 (のぼりべつし) 恵庭市 (えにわし) 伊達市 (だてし) 北広島市 (きたひろしまし)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
石狩市 (いしかりし) 北斗市 (ほくとし) 石狩郡当別町 (いしかりぐんとうべつちょう) 石狩郡新篠津村 (いしかりぐんしんしのつむら) 松前郡松前町 (まつまえぐんまつまえちょう) 松前郡福島町 (まつまえぐんふくしまちょう) 上磯郡知内町 (かみいそぐんしりうちちょう) 上磯郡木古内町 (かみいそぐんきこないちょう) 亀田郡七飯町 (かめだぐんななえちょう) 茅部郡鹿部町 (かやべぐんしかべちょう) 茅部郡森町 (かやべぐんもりまち) 二世郡八雲町 (ふたみぐんやくもちょう) 山越郡長万部町 (やまこしぐんおしやまんべち ょう) 檜山郡江差町 (ひやまぐんえさしちょう) 檜山郡上ノ国町 (ひやまぐんかみのくにちょう) 檜山郡厚沢部町 (ひやまぐんあつさぶちょう) 爾志郡乙部町 (にしぐんおとべちょう) 奥尻郡奥尻町 (おくしりぐんおくしりちょう) 瀬棚郡今金町 (せたなぐんいまかねちょう) 久遠郡せたな町 (くどうぐんせたなちょう) 島牧郡島牧村 (しままきぐんしままきむら)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
寿都郡寿都町 (すつぐんすつちよう) 寿都郡黒松内町 (すつぐんくろまつないちよう) 磯谷郡蘭越町 (いそやぐんらんこしちよう) 虻田郡二セコ町 (あぶたぐんにせこちよう) 虻田郡真狩村 (あぶたぐんまっかりむら) 虻田郡留寿都村 (あぶたぐんるすつむら) 虻田郡喜茂別町 (あぶたぐんきもべつちよう) 虻田郡京極町 (あぶたぐんきょうごくちよう) 虻田郡倶知安町 (あぶたぐんくつちやんちよう) 岩内郡共和町 (いわないぐんきょうわちよう) 岩内郡岩内町 (いわないぐんいわないちよう) 古宇郡泊村 (ふるうぐんとまりむら) 古宇郡神恵内村 (ふるうぐんかまえないむら) 積丹郡積丹町 (しゃこたんぐんしゃこたんちよ う) 古平郡古平町 (ふるびらぐんふるびらちよう) 余市郡仁木町 (よいちぐんにきちよう) 余市郡余市町 (よいちぐんよいちちよう) 余市郡赤井川村 (よいちぐんあかいがわむら) 空知郡南幌町 (そらちぐんなんぼろちよう) 空知郡奈井江町 (そらちぐんないえちよう) 空知郡上砂川町 (そらちぐんかみすながわちよう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
夕張郡由仁町 (ゆうぱりぐんゆにちょう) 夕張郡長沼町 (ゆうぱりぐんながぬまちょう) 夕張郡栗山町 (ゆうぱりぐんくりやまちょう) 樺戸郡月形町 (かばとぐんつきがたちょう) 樺戸郡浦臼町 (かばとぐんうらうすちょう) 樺戸郡新十津川町 (かばとぐんしんとつかわちょう) 雨竜郡妹背牛町 (うりゅうぐんもせうしちょう) 雨竜郡秩父別町 (うりゅうぐんちつぷべつちょう) 雨竜郡雨竜町 (うりゅうぐんうりゅうちょう) 雨竜郡北竜町 (うりゅうぐんほくりゅうちょう) 雨竜郡沼田町 (うりゅうぐんぬまたちょう) 上川郡鷹栖町 (かみかわぐんたかすちょう) 上川郡東神楽町 (かみかわぐんひがしかぐらちよ う) 上川郡当麻町 (かみかわぐんとうまちょう) 上川郡比布町 (かみかわぐんびつぷちょう) 上川郡愛別町 (かみかわぐんあいべつちょう) 上川郡上川町 (かみかわぐんかみかわちょう) 上川郡東川町 (かみかわぐんひがしかわちょう) 上川郡美瑛町 (かみかわぐんびえいちょう) 空知郡上富良野町 (そらちぐんかみふらのちょう) 空知郡中富良野町 (そらちぐんなかふらのちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
空知郡南富良野町 (そらちぐんみなみふらのちょう) 勇払郡占冠村 (ゆうふつぐんしむかつぶむら) 上川郡和寒町 (かみかわぐんわっさむちょう) 上川郡剣淵町 (かみかわぐんけんぶちちょう) 上川郡下川町 (かみかわぐんしもかわちょう) 中川郡美深町 (なかがわぐんびふかちょう) 中川郡音威子府村 (なかがわぐんおといねつむら) 中川郡中川町 (なかがわぐんなかがわちょう) 雨竜郡幌加内町 (うりゅうぐんほろかないちょう) 増毛郡増毛町 (ましけぐんましけちょう) 留萌郡小平町 (るもいぐんおひらちょう) 苫前郡苫前町 (とまえぐんとままえちょう) 苫前郡羽幌町 (とまえぐんはぼろちょう) 苫前郡初山別村 (とまえぐんしよさんべつむら) 天塩郡遠別町 (てしおぐんえんべつちょう) 天塩郡天塩町 (てしおぐんてしおちょう) 宗谷郡猿払村 (そうやぐんさるふつむら) 枝幸郡浜頓別町 (えさしぐんはまとんべつちょう) 枝幸郡中頓別町 (えさしぐんなかとんべつちょう) 枝幸郡枝幸町 (えさしぐんえさしちょう) 天塩郡豊富町 (てしおぐんとよとみちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
礼文郡礼文町 (れぶんぐんれぶんちょう) 利尻郡利尻町 (りしりぐんりしりちょう) 利尻郡利尻富士町 (りしりぐんりしりふじちょう) 天塩郡幌延町 (てしおぐんほろのべちょう) 網走郡美幌町 (あばしりぐんびほろちょう) 網走郡津別町 (あばしりぐんつべつちょう) 斜里郡斜里町 (しゃりぐんしゃりちょう) 斜里郡清里町 (しゃりぐんきよさとちょう) 斜里郡小清水町 (しゃりぐんこしみずちょう) 常呂郡訓子府町 (ところぐんくねつぷちょう) 常呂郡置戸町 (ところぐんおけとちょう) 常呂郡佐呂間町 (ところぐんさろまちょう) 紋別郡遠軽町 (もんべつぐんえんがるちょう) 紋別郡湧別町 (もんべつぐんゆうべつちょう) 紋別郡滝上町 (もんべつぐんたきのうえちょう) 紋別郡興部町 (もんべつぐんおこっべちょう) 紋別郡西興部村 (もんべつぐんにしおこっべむら) 紋別郡雄武町 (もんべつぐんおうむちょう) 網走郡大空町 (あばしりぐんおおぞらちょう) 虻田郡豊浦町 (あぶたぐんとうようらちょう) 有珠郡壮瞥町 (うすぐんそうべつちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
白老郡白老町 (しらおいぐんしらおいちょう) 勇払郡厚真町 (ゆうふつぐんあつまちょう) 虻田郡洞爺湖町 (あぶたぐんとうやこちょう) 勇払郡安平町 (ゆうふつぐんあびらちょう) 勇払郡むかわ町 (ゆうふつぐんむかわちょう) 沙流郡日高町 (さるぐんひだかちょう) 沙流郡平取町 (さるぐんびらとりちょう) 新冠郡新冠町 (にいかつぶぐんにいかつぶちょう) 浦河郡浦河町 (うらかわぐんうらかわちょう) 様似郡様似町 (さまにぐんさまにちょう) 幌泉郡えりも町 (ほろいずみぐんえりもちょう) 日高郡新ひだか町 (ひだかぐんしんひだかちょう) 河東郡音更町 (かとうぐんおとふけちょう) 河東郡土幌町 (かとうぐんしほろちょう) 河東郡上土幌町 (かとうぐんかみしほろちょう) 河東郡鹿追町 (かとうぐんしかおいちょう) 上川郡新得町 (かみかわぐんしんとくちょう) 上川郡清水町 (かみかわぐんしみずちょう) 河西郡芽室町 (かさいぐんめむろちょう) 河西郡中札内村 (かさいぐんなかさつないむら) 河西郡更別村 (かさいぐんさらべつむら)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
広尾郡大樹町 (ひろおぐんたいきちょう) 広尾郡広尾町 (ひろおぐんひろおちょう) 中川郡幕別町 (なかがわぐんまくべつちょう) 中川郡池田町 (なかがわぐんいけだちょう) 中川郡豊頃町 (なかがわぐんとよころちょう) 中川郡本別町 (なかがわぐんほんべつちょう) 足寄郡足寄町 (あしよろぐんあしよろちょう) 足寄郡陸別町 (あしよろぐんりくべつちょう) 十勝郡浦幌町 (とちちぐんうらほろちょう) 釧路郡釧路町 (くしろぐんくしろちょう) 厚岸郡厚岸町 (あつけしぐんあつけしちょう) 厚岸郡浜中町 (あつけしぐんはまなかちょう) 川上郡標茶町 (かわかみぐんしべちちちょう) 川上郡弟子屈町 (かわかみぐんてしかがちちょう) 阿寒郡鶴居村 (あかんぐんつるいむら) 白糠郡白糠町 (しらぬかぐんしらぬかちちょう) 野付郡別海町 (のつけぐんべつかいちちょう) 標津郡中標津町 (しべつぐんなかしべつちちょう) 標津郡標津町 (しべつぐんしべつちちょう) 目梨郡羅臼町 (めなしぐんらうすちちょう)			

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

鶴見、佐藤、篠原

TEL 03-5253-2111（内線51365）

03-3593-2849（直通）

災害救助法の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号~第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**(令第1条第1項第4号)

5. 国庫負担

- 救助に要した費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。